

水生生物保全環境基準への項目追加 環境省



この度、中央環境審議会は環境基本法に基づく水生生物保全環境基準へノニルフェノール追加を盛り込む報告をまとめ、平成 24 年 3 月 7 日付けで環境相へ答申しました。

基準値は、淡水上流域で $1\mu\text{g/l}$ など 6 水域別の基準値とする見通しで、対象となる水域は、河川、湖沼の淡水域と海域で、淡水域において生物 A(目標値 $1\mu\text{g/l}$)、生物特 A(同 0.6)、生物 B(同 2)、生物特 B(同 2)の 4 類型が、海域において生物 A(同1)、生物特 A(同 0.7)の 2 類型が設定されます。

背景としては、これまで亜鉛1項目が水生生物保全環境基準として設定されていましたが、ノニルフェノールの毒性評価などから新たな項目として追加されることとなりました。

水生生物保全環境基準については、今後 4-*t*-オクチルフェノールや直鎖アルキルベンゼンスルホン酸(LAS)などの毒性情報も整いつつあるとして、さらに審議が進められていく見通しです。

当社ではノニルフェノールの分析も含め、他の項目についても長年の実績と多くの経験がございます。ご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012 年 3 月 21 日付 環境新聞

2012 年 3 月 27 日付 環境省報道発表資料

生活環境箇所 清水圭介

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに8月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。

お問い合わせはこちら